

(お知らせ)

いわき市立総合磐城共立病院との  
「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」の  
締結について

平成 21 年 4 月 24 日  
東京電力株式会社  
福島第一原子力発電所  
福島第二原子力発電所

福島第一原子力発電所（所長；小森<sup>こもり</sup> 明生<sup>あきお</sup>）ならびに福島第二原子力発電所（所長；石崎<sup>いしざき</sup> 芳行<sup>よしゆき</sup>）は、本日、いわき市立総合磐城共立病院（福島県いわき市 院長；樋渡<sup>ひわたし</sup> 信夫<sup>のぶお</sup>）と、「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」（以下、「覚書」という）を締結いたしました。

原子力発電所では、保修作業等を行っている際に、万一放射性物質の付着（汚染）を伴う傷病者が発生した場合、発電所内で可能な限り放射性物質の除去を行ったうえで、同様の覚書を締結している病院\*に対して受け入れをお願いすることとしております。

こうした中、このたびのいわき市立総合磐城共立病院との覚書の締結は、放射性物質の付着を伴う傷病者のさらなる迅速な受け入れならびに的確な救急医療の推進を目的としたもので、両発電所としては、7 例目となります。

両発電所は、今後とも放射性物質の付着を伴う傷病者への的確な対応に向けた環境づくりに努めてまいります。

以 上

\* 同様の覚書を締結している病院

福島第一原子力発電所ならびに福島第二原子力発電所においては、これまで、福島労災病院（いわき市）・南相馬市立総合病院（南相馬市）・福島県立大野病院（大熊町）・医療法人社団邦論会 今村病院（富岡町）・J A 福島厚生連双葉厚生病院（双葉町）・さくらクリニック（富岡町）の 6 病院との間で、「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」を締結している。

「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」の概要

- ・放射性物質の付着を伴う傷病者を受け入れる。
- ・受け入れにあたり、可能な限り発電所内で放射性物質の除去を行う。
- ・当該発電所から病院での放射性物質の付着の拡大防止や医療スタッフの線量管理に万全を期すために放射線に関する専門知識を有する放射線管理員が同行する。
- ・診療終了後、放射性物質の付着がある廃棄物は、当該発電所の放射線管理員が発電所に持ち帰り処分する。
- ・傷病者が発生した場合の対応訓練を定期的に協力して行う。